

# 奈良市設計委託業務成績評定試行要領

## (目的)

**第1条** この要領は、奈良市（企業局を除く。）が発注する建設工事に係る設計委託業務（以下「委託業務」という。）における成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、評定結果の活用による委託業務の受注者の適切な選定を促進し、もって委託業務の品質確保に資することを目的とする。

## (用語の定義)

**第2条** この要領に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 委託業務 次のアからウに掲げるものをいう。

ア 土木設計業務 土木関連工事に係る土木設計（当該業務と一体として委託する測量、地質調査又は土質調査及びその他の現地調査を含む。）

イ 建築設計業務 建築関連工事に係る建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備における設計及び積算

ウ 設備設計業務 土木関連工事又は建築関連工事に係る設備設計及び積算

(2) 受注者 委託業務の実施に関し、本市と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。

(3) 業務主管課 契約に係る委託業務の執行を主管する課（これに相当するものを含む）をいう。

(4) 調査職員 奈良市設計委託業務監督要領第2条第6号に定める調査職員をいう。

(5) 検査職員 奈良市設計委託業務検査試行要領第4条に定める検査職員をいう。

## (評定の対象)

**第3条** この要領において評定の対象となる委託業務は、奈良市設計委託業務検査試行要領第5条第1項に掲げるもののうち完了検査を対象とする。

## (評定者)

**第4条** 委託業務の評定を行う者（以下、「評定者」という。）は、調査職員及び検査職員とする。

## (評定の方法)

**第5条** 評定の方法は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 土木設計業務 別に定める成績評定考査基準（土木編）に基づき、委託業務ごとに評定を行う。

(2) 建築設計業務（設備設計業務含む。）別に定める成績評定考査基準（建築・設備編）に基づき、委託業務ごとに評定を行う。

2 評定結果の記録は、委託業務成績評定表（土木設計業務は土木成績評定様式、建築設計業務及び設備設計業務は建築成績評定様式、（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

## (評定の時期)

**第6条** 調査職員は委託業務が完了したときに、検査職員は完了検査を実施したときに、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 検査の結果、当該委託業務に手直し等が生じたときは、手直し等を実施する前に評価を行うものとし、手直し等実施した後の再評価は行わないものとする。

(評価表の提出)

**第7条** 評価者は、完了検査を実施し、評価を行ったときは、遅延なく評価表と委託業務検査成績調書(評価第1号様式)を市長に提出するものとする。

(評価の結果の通知)

**第8条** 市長は、前条の報告を受けたときは、遅延なく当該委託業務の受注者に対して、評価結果を委託業務成績評価結果通知書(評価第2号様式)により通知するものとする。

(評価の修正)

**第9条** 市長は、前条の規定による通知をした後、別に定める「成績評価審査基準」により、当該評価結果の修正を行う必要があると認めるときは、評価表の修正をしなければならない。

- 2 市長は前項の規定により評価の修正を行ったときは、遅延なくその結果を当該委託業務の受注者に対して、委託業務成績評価修正結果通知書(評価第3号様式)により通知するものとする。

(説明請求等)

**第10条** 第8条又は前条第2項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3条)に規定する市の休日を含まない。)以内に委託業務成績評価結果に係る説明請求書(評価第4号様式)により、市長に対して評価の内容について説明を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項による説明を求められたときは、委託業務成績評価に係る説明書(評価第5号様式)により回答するものとする。
- 3 前項の回答については、調査職員の評価項目については業務主管課の長が、検査職員の評価項目については契約課長がそれぞれ作成するものとする。

(評価結果の公表等)

**第11条** 市長は、第8条及び第9条第2項による通知を行ったときは、当該通知に係る評価結果(業務評定点という。)について通知した日の属する月の翌月に公表するものとする。

ただし、試行期間中においては公表しないものとする。

- 2 前項の公表は、総務課内の行政資料コーナーに当該評価結果に係る委託業務成績評定点一覧表(評価第6号様式)を備えおくことにより行うものとする。
- 3 前項の一覧表は、公表した月の翌月から起算して1年間備え置くものとする。

**第12条** 市長は、この要領に定めるもののほか、委託業務の成績評価に関し必要な事項を定める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行し、同日付け入札告示又は指名通知を行う設計委託業務に適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。